

令和元年11月定例会 県土整備委員会（付託）

令和元年12月11日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時21分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和2年度に向けた危機管理部の施策の基本方針について（資料1）
- 「徳島県地域防災計画」の修正案について（資料2）

折野危機管理部長

2点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

令和2年度に向けた危機管理部の施策の基本方針についてでございます。

危機管理部におきましては、資料上段に記載しておりますとおり、三つの柱で施策を推進してまいります。

まずは、資料左側、未知なる災害を迎え撃つ「強靱<sup>じん</sup>とくしま」の実装についてでございます。

事前復興の推進といたしまして、復興指針による復興プロセスの浸透、官民連携による受援体制の構築などを図ってまいります。

その下、国土強靱化<sup>じん</sup>地域計画の推進につきましましては、南海トラフ地震臨時情報への対応、支援の長期途絶対策の推進などを実施してまいります。

次に右の上、防災人材の育成についてでございます。

被災後の生活再建、復興を見据えた体系的な人材育成、災害マネジメント総括支援員の養成などに取り組んでまいります。

その下、地域防災力の強化についてでございます。

消防団の充実強化、近畿府県合同防災訓練、全国女性消防団員活性化徳島大会の開催などに取り組んでまいります。

次に、世界をつなぐ！新次元の消費者行政・消費者教育の展開についてでございます。

G20消費者政策国際会合のレガシー創出といたしまして、国際連携ネットワークの推進、徳島から発信する国際会議の開催などを実施してまいります。

その下、新次元の消費者行政・消費者教育の全国展開では、若年者の消費者教育の強化、エシカル消費、見守りネットワーク、消費者志向経営などを推進し、県内への浸透、定着を図るとともに全国へと展開してまいります。

資料右側、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現についてでございます。

食の安全安心の実現につきましては、食品表示Gメン活動等の強化、中小規模事業者へのHACCPの導入支援などを実施するとともに、安全安心な生活環境の実現につきましては、交通安全の推進、水道の広域連携の促進に取り組んでまいります。

最後に、人と動物の共存社会の実現につきましては、助けられる犬・猫殺処分ゼロの推進、動物由来感染症対策の強化などを実施してまいります。

2点目は、「徳島県地域防災計画」の修正案についてでございます。

お手元に御配付の資料2を御覧ください。

1、地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づく、本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める防災基本計画と整合を図りながら、県・国・市町村及び防災関係機関が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について、対処すべき事項を定めたもので、徳島県防災会議にて決定するものでございます。

2、主な修正項目を御覧ください。

(1)「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応では、①「臨時情報」発表時における体制、情報伝達、住民への周知、②「半割れ」ケースにおける事前避難対象地域の避難計画の策定を新たに盛り込みました。

(2)「徳島県復興指針」策定に伴う「事前復興」の推進では、年内に策定予定の徳島県復興指針に基づき、復興に向けた体制の構築、人材育成など、事前復興を推進してまいります。

裏面を御覧ください。

(3)近年の災害を踏まえた施策・取組では、平成30年7月豪雨を踏まえ、①警戒レベルによる防災情報の提供、②住民の避難行動への理解・促進、また令和元年台風第15号及び第19号等を踏まえ、①大規模停電への備え、②河川氾濫への備えなどの取組を明記しました。

(4)国の防災基本計画の修正に伴う事項を御覧ください。

昨年発生した災害の教訓を踏まえた修正事項として、①ため池の耐震化や統廃合の推進、②液状化ハザードマップの作成・公表、③走錨<sup>びょう</sup>等に起因する海上事故防止のための監視体制の強化などの取組を明記しました。

その他施策の進展を踏まえた修正では、①行政・NPO・ボランティア等による情報共有会議の整備・強化、②中小企業等の防災・減災対策の普及・促進などの取組を追加しました。

以上の修正につきましては、今議会での御論議を踏まえ、内容の見直しを行い、12月19日開催予定の徳島県防災会議に諮り、決定する予定でございます。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岡委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

古川委員

今年の台風第19号の被災、また去年の豪雨災害等を踏まえて何点か質問したいと思いません。

今回の台風第19号、東日本を中心に全国に甚大な被害をもたらしました。去年の7月豪雨に引き続いて大勢の犠牲者を出すという形になりました。

先ほど説明を頂いた、徳島県地域防災計画の修正でも、平成30年7月豪雨を踏まえて5段階の警戒レベルを明確にして避難勧告等を発令すると書かれていますが、今回、台風第19号では、かなり気象庁も自治体も数多くの避難情報を出して、警戒をすごく呼び掛けたにもかかわらず、100名以上の犠牲者が出るという形になっております。

徳島県は、死者ゼロを目指しているのですが、これだけ多くの犠牲者が出たというのは、どこに問題や課題があって、今後どのような取組や対策が必要と考えているのかまずお聞きしたいと思います。

菊地とくしまゼロ作戦課長

台風第19号、また昨年7月豪雨における避難の際の課題と今後の取組ということで御質問を頂きました。

台風第19号におきましては、情報発信の在り方や、災害の際の高齢者などの体の不自由な方、いわゆる災害時要配慮者ですが、その方々の避難対策、このあたりが非常に課題になっております。

平成30年7月豪雨におきましては、いろいろな避難情報や防災気象情報が発信されたのですが、その内容が分かりづらいということで、昨年5段階の警戒レベルが国で作られまして、県もそれに呼応しまして、今年度、徳島県豪雨災害時避難行動促進指針を作らせていただきました。

それに基づいて対応しているところでございまして、実際に県内では气象台と連携をふだんから図っているのですが、早めに気象情報を発令していただいております。それに伴って、例えば大雨等が予想される場合は、明るいうちに避難することが大事ですので、早めに気象情報を発令していただいて、それに基づいて市町村で早めの発令をして、先ほど申し上げたような高齢者の方等は、明るいうちに避難所に避難するということに取り組んでおります。

また、早め早めが一番大事ですが、今回の台風第19号の際には、実際に浸水が始まって、車で避難して、残念ながら車中でお亡くなりになってしまうという問題もありまして、早めの避難の際は避難所に行くことは非常に大事なのですが、災害が始まってしまった場合は、土砂災害の危険がないような家であれば、例えば2階に避難する垂直避難、頑丈なマンションであればマンションの中で避難する、そういうものも一つの避難の在り方として、今注目されつつあるところです。

国におきましても、今回の台風第19号でいろいろと課題があったということで、今後ワーキンググループを立ち上げて、また検証をすると伺っておりますので、その辺を踏まえながら、県としても市町村と連携して取り組んでまいりたいと思えます。

古川委員

先ほども言いましたように、今回の台風第19号、早めの避難をかなり呼び掛けていたと思いますし、垂直避難も大体の住民の方は理解をしていると思っています。

そういう情報は、多分住民の方には届いていたと思うのですが、ただそれが行動に結び付いていなかったのではないかと思うのですが、情報を届けた上で避難行動等、具体的な行動に結び付けていくところに何か工夫や対策がいるのではないかと思います、そのあたりはどうか。

#### 菊地とくしまゼロ作戦課長

具体的な避難行動に結び付く対策ということですが、例えば避難勧告を出されるときに、市町村全域に避難勧告発令という出され方をする場合もあります。そうなってくると、例えば大雨のとき、自分の所で雨が降っていないと本当に災害が来るのかと思ってしまって、そこで避難に対して少し前向きな行動が取れないということがあると思います。

先ほど申し上げました、徳島県豪雨災害時避難行動促進指針の中でも、市町村に対しての推進事項として、避難を事前に準備するようなときは、市町村全域に勧告を発令するのは良いと思いますが、実際に災害が迫っているときはもう少し勧告の範囲を狭めて出すほうが良いと申し上げております。

実際に、県内で今勧告が出ているときも市町村全域を踏み込んで、旧町村単位で出していたり、更にもう少し細かな地区で出している市町村もございます。

やはり、そういう出し方をしていくことによって身近なことと考えられて、更に避難の行動が進んでいくのではないかと思います。

#### 古川委員

分かりました。基本的に一律で早めの避難を呼び掛けているが、それほど人口が密集していない地域であれば、近隣に呼び掛けて早めに避難をしようということでもいいと思いますが、家が密集しているような人口密集地等では、一律に早めに避難するのはかなり難しいのではないかと思います。

住宅の位置にもよりますし、今、洪水ハザードマップで浸水深が示されていると思いますが、水没してしまう所は必ず逃げないと仕方がないと思いますし、また水没までいなくても流出されてしまう所はとにかく逃げないといけないと思うのです。それも家屋が平屋なのか2階建て以上なのか、また木造なのか、コンクリート造りなのかというところでも関係してきますし、また更に言うと、どれぐらい水はけが良いか悪いか、たん水時間でもかなり変わってきて、本当に自分の家が逃げないといけないのか判断がきちんとできている住民の人は、まだまだ少ないのではないかと思います。

住民に対話型のコミュニケーションを取って、できればいいのですが、これは時間も労力も掛かりますので長期的に取り組まないといけないと思います。

ある自治体によると、自分の行動を促すような洪水ハザードマップの導入をしている地域もあって、これは検討に値するのではないかと思います。洪水ハザードマップについては基本的に県土整備部で普及をしているということなので、危機管理部でも市町村に対して、こういう行動を促すように情報発信の方法やハザードマップの提供、こういうことを促すような形で進めていただけたらと思っています。よろしく願いいた

します。

避難行動とも結び付くのですが、去年の西日本豪雨災害で、岡山県総社市長の話ですが、そこでは住民の方からの訴えで市長が緊急的にペットの避難所を設置したと聞きました。ペットの同伴がかなわないので非難をちゅうちょする人が結構多いと聞きました。

平成27年9月定例会、議員になって最初の一般質問で災害時のペット対策の質問をしたのですが、その時に、県は国に先駆けて平成24年に災害時のペット対策ガイドラインを策定しました。そして、避難所でのペット専用スペースの設置に取り組む市町村も増えてきていますという答弁をもらいました。

現在、県内でその設置方針を明確に打ち出している市町村はどういう状況なのか教えていただきたいと思います。

また、その答弁の中では、この災害時のペット対策ガイドラインを実効性のあるものにするために、動物愛護管理実務者会議を設置していると答弁がありましたので、これの開催状況や24市町村に対しての設置を促す推進の状況、そのあたりも併せてお答えいただきたいと思います。

#### 坂東動物愛護管理センター所長

災害時におけるペット対策の進捗状況についての御質問を頂きました。

東日本大震災や熊本地震での課題を教訓といたしまして、環境省では本年4月に人とペットの災害対策ガイドラインを策定し、避難所での受入れやボランティア等との連携、広域的な支援、受援体制の整備等の日頃からの対策が示されてまいりました。

徳島県では、災害時の課題となるペット対策に関しまして、平成29年11月14日に環境省との共催によりまして、全国で初めてとなる災害時のペット救援の広域連携モデル図上訓練を実施いたしました。ペット対策に係る課題の抽出と検討を行い、環境省のガイドラインに反映されたところでもあります。

ペット対策の現状といたしましては、市町村のペット対策の推進のために毎年開催しております動物愛護管理実務者会議において、防災担当者にも集まっていただき、課題について協議を行っているところです。

市町村の現状でございますが、令和元年6月時点でペット対策に関しまして、地域防災計画に記載がある市町村は23市町村、避難所運営管理マニュアルに記載のあるのが18市町村と年々普及拡大してまいりました。しかしながら、ペットの受入可能な避難所がある市町村については、まだ11市町村にとどまっております。全ての避難所で受入可能とする市町村がある一方で、ペットは受入れできないとする市町村もあり、災害時のペット対策については継続して市町村と連携して取り組む必要があると考えております。

課題解決に向けて、今後市町村やボランティアとの合同研修会を開催いたしまして、市町村におけるペット対策がより具体性、実効性あるものとするため、しっかりと連携をしてまいりたいと考えております。

#### 古川委員

分かりました。この動物愛護管理実務者会議は、毎年開催され活動している、また地域防災計画に載せている市町村が23市町村、避難所運営管理マニュアルに書いているのが

18市町村あり、進んでいる印象は受けたのですが、計画やマニュアルに載せていても、なかなか実際に開設するのは難しいという話だったのですが、例えば、去年の西日本豪雨時に、どれぐらいの市町村がペットの対策をとったかどうかの情報は収集されていますか。

坂東動物愛護管理センター所長

ペット避難所を開設した所は、県内外で何件あるかという御質問を頂きました。

環境省からの通知で、台風第19号の際にペットの同行避難調査がございました。動物愛護管理センターから県内の市町村に報告を求めておりましたが、避難所を開設したのはゼロで、今回はなかったという回答をしております。

県外での避難所の開設件数でございますが、環境省で取りまとめているようですが、件数についてはオープンにしていないので、他県の避難所開設件数については不明です。

古川委員

分かりました。動物愛護管理実務者会議を開催する中で、そういう情報も提供しながら計画等に載せるだけではなく、実際に被災を受けた他県の状況等も会議の中で提供しながら、実際にどうやって実効性を保っていくのかを検討していただきたいと思いますし、ペットを家に置いておけないので、避難をちゅうちょするという人も確かにおいでると思いますので、そのあたりのきめ細かな対策を進めていくことも大事だと思います。よろしく願いいたします。

もう1点ですが、前回の事前委員会に徳島県復興指針（案）が提示されました。

この中で、住宅の補修・再建の関係ですが、県としても所管官庁とか、そういう機関に手続の簡素化や制度の弾力運用を要請していきますという記載もございました。

今回、被災された所で、この応急修理の資金を支給してもらいたいが、罹災証明がある、この罹災証明が出るまでは応急処置を先にやってしまうとお金がもらえないし、待つのもどうかというジレンマがあるという話も聞きました。

罹災証明の発行手順と最近の災害で罹災証明の発行期間はどれぐらい掛かっているのか、分かれば教えてください。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

罹災証明書の手続とその発行の実績等について御質問を頂きました。

まず、罹災証明書とは災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明する資料でございます。こちらのほうは、市町村が被災者から申請があった場合に遅延なく市町村が調査を実施しまして、その証明する書面、罹災証明書を交付しなければならないと決まっております。交付の手続としましては、まずは被災者自らが市町村に対して罹災証明書の交付申請をしていただきます。

続きまして、市町村におきましては、国から示されます災害の被害認定基準及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針等がございますので、これらに基づきまして、申請を受けた住家被害調査を具体的に実施してまいります。

おおむね国から求められておりますのは、発災から1か月以内を一つの目途としまして、初回の調査を実施して、罹災証明書を交付するとされております。

最近の事例としましては、台風第19号の栃木県の事例ですと、最も早い自治体、これも最初の公布日で調べさせてもらったところ、10月12日の被害に対して2日後の14日に罹災証明書の交付が開始されている実績がございます。

古川委員

分かりました。発行手順また期間、1か月以内には何とかするという目標で取り組んでいる。早い所は2日後で、遅い所はどれくらいの所があるか聞いていますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

遅い所につきましては、台風第19号につきましては、まだ継続してやっている所もあると聞いております。どこかという確認はできてはいません。

古川委員

去年の災害は、既にもう実績が出ているとは思いますが、また調べていただきたいと思いますが、聞くところによると家に訪問して全棟調査、いろいろな項目をチェックしていく確認事項があるということですが、そのあたりも細か過ぎるのではないかとの声も聞こえてくる場所もあります。

先ほど徳島県復興指針の中では、手続の簡素化も要請していく記載もあったので、必要なものであれば仕方がないのですが、本当に簡素化していけるものなのかどうかもお聞きしたいと思います。

また今回、台風第19号の千曲川の堤防決壊のときには、長野市は一部の地域、数百棟ぐらいを一括で全壊認定をした実績もあるのですが、その一括認定をせずに見送った自治体もあるということも聞いています。一括認定でしてしまえば、結構早く対応できると思うので、住民はそうしてもらいたいと思うのですが、このあたり見送った自治体もあるということです。そのあたりの判断基準やガイドラインみたいなものがあるのかどうか、この2点についてお聞きしたいと思います。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

長野市におけます一括判定の事例についての御質問でございます。

国からも迅速な発行を求めるということにつきまして、これまでもいろいろと判断の仕方については通知文書が出ております。

この度の10月におきましても、これまでも出されておりました通知文書の再度の周知ではございますが、改めて内閣府から、令和元年台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項という事務連絡が出ております。

この中で、調査の効率化・迅速化に関する手法の再度の通知がされております。例えば一つは、航空写真を活用した全壊の判定、又は基礎の損傷によって全壊を判断する。さらには土砂等が一様に堆積している場合はその堆積の深さによりまして全壊、大規模半壊、半壊との判定を行う。四つ目としましては、堤防決壊等による浸水したエリアは外力が作用したものと判断し、床上1.8メートル以上浸水したものが一見して明らかな区域におきましては、サンプル調査で全てを全壊とする手法が示されております。

今の長野県の案件につきましては4番の手法を取り入れたと考えておるところでございますが、もちろん非常に有効で効率的な判定の手法であると考えております。ただし、被災地の地形が盛土のある所、若しくは各家庭においての建築が少し床を高くしているとか、そんな所がまちまちのところもありまして、市町村におきましては一括判定をなかなか取り入れられていない所もあるようでございます。

一括判定は有効なところがございますので、こういったところも改めて勉強していきたいと思っております。

効率的な調査方法につきましては、速やかに被害情報を集めて対策をとることで、県民の生活再建に迅速に反映してまいりますので、できるだけこういったことを連携して進めてまいりたいと考えております。

古川委員

事前にしっかりと準備をしておくとかかなり言われていますし、今回の徳島県復興指針（案）の中では手続の簡素化、被災を受けた方はできるだけ手続を迅速にやっていただきたいということは切実な願いと思っておりますので、しっかりと一括認定のことも事前に準備をして勉強しておく。

簡素化について答弁がなかったのですが、このあたりのこともできるのか、もう一回しっかりと事前に徳島県は準備をしていく、進めていくということをお願いしたいと思っておりますがどうでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

簡素化につきましても、できるだけ国のこういった文書に基づきまして取り入れてまいりたいと考えております。

基本的にはチェックシートみたいな形で国から示されておりますので、その中でできるだけ判断してまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。余り急ぎすぎて不公平が出て問題になりますので、そのあたりもしっかりやっていただきたいと思えます。

最後になりますが、事前復興の絡みでもあるのですが、9月定例会付託委員会で聞いたのですが、災害関連死の関係を聞きたいと思えます。

災害の関係性の有無は災害の関係で亡くなったかどうかという判断です。これは自治体に設置されている審査会で最終的に判断すると聞いていますが、それでいいのかどうか。

また、この審査会の県内の市町村の設置状況についてどうなのか教えてください。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

災害関連死についての御質問を頂いております。

災害関連死におきましては、当該災害におけます負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡したものと定義されております。また、これにつきまして、その後、御遺族の方へ災害弔慰金が支給されていくものでございます。



災害弔慰金につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律で、市町村が事前に条例を定めることとされており、これにつきましては、既に全24市町村で条例の準備ができておるところでございます。

条例に基づきまして市町村が御遺族に支給をするという形でございますが、その金額につきましては、死亡した者が生計の維持者であった場合は500万円、その他の場合は250万円という数字も決まっております。

自然災害による死亡であるか否かの判定につきましては、災害弔慰金を支払う市町村長が行うこととなっております。明らかな判断ができるものについてはそのままスムーズに処理されていくのですが、関連死の中で微妙な判定、困難な判定の場合が出てまいります。この場合につきましては、市町村で例えば医師、弁護士という専門的な有識者により審査会を設置しまして、この判定をしていくものとなっております。

市町村におきましては、この事務担当者を事前に定めるなどして、準備を事前からしているものであります。

#### 古川委員

分かりました。市町村が事前に進めていくということで、明確に審査会を設置している市町村が何市町村あるのか教えてください。

あと、難しい判断を求められるものが多いと聞いています。いろいろな関連死の事例を分析することによって、対策も見えてくると思うので、既に被災があった所の事例収集やその分析、こういうことも事前復興という観点から進めていくべきと思いますが、そのあたりも含めて2点お答えいただけますか。

#### 坂東危機管理部次長

まず、災害弔慰金の支給に関する審査会の設置につきましてお答えします。

これにつきましては、今年度、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正をされておまして、その中で市町村における合議制の機関の設置というものが努力義務になっております。これについて現時点で具体的に市町村のどこがというのは、数字は持ち合わせておりません。

この体制につきましては、住民の方の生活再建、特に災害弔慰金となりますと御家族を失った被災者の方々、御遺族の生活再建にとって非常に大きな影響がありますので、今後、徳島県復興指針を軸に市町村に働き掛けていきながら、一緒に体制整備を進めてまいりたいと考えております。

災害関連死に関しての基準でありますとか、こういった事例があるかについては、医学的な観点からも多数、収集の必要があると考えております。個別の事例については、個人情報という壁もありますが、厚生労働省等で医学的な関連死については、一定の蓄積があると考えられますので、そういったものの収集を図って、それが関連死への防止という観点から、こういった対策を立てていけばいいのか、関連死をなくすということも、死者ゼロの中の一つの重要な施策として考えておりますので、取り組んでまいりたいと考えております。

岡委員長

午食のため、休憩いたします。（12時00分）

岡委員長

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

吉田委員

それでは、食品の残留農薬についてお聞きしたいと思います。

今年の4月に、農民運動全国連合会の一般社団法人農民連食品分析センターから、市場に流通している食パン、菓子パンを検査して、ほとんどの製品からグリホサートが検出されたことが新聞記事になりました。

最近も、女性週刊誌の中でこのことが取り上げられていたので、消費者、県民の皆様には不安に思われている方も少なからずいらっしゃると思ひまして質問させていただきます。

このグリホサートという成分は、世界保健機関WHOの中の国際がん研究機関から、発がん性があるということで、五つのレベルの中の上から2番目の高いレベルでの発がん性が指摘されているのですが、新聞記事からは、いずれもグリホサートは、基準値以下なので、国としても何も処置はしないということだったと思うのですが、これについて県内の消費者から、県関係の消費者センター等に問合せとかはあるのかどうか、また、このことに関する県の見解をお聞きしたいと思います。

山本安全衛生課長

グリホサートについての御質問でございます。

グリホサートにつきましては、昭和55年に除草剤として農薬登録されておりまして、非常に効果のある除草剤としまして、広く汎用されているものでございます。

商品名ラウンドアップというものが一番メジャーなところでございますが、現在は特許が切れておりまして、ジェネリックの製品も広く販売されておるところでございます。

国内の基準につきましては、吉田委員から御説明がありました、WHOの下部組織であります国際がん研究機関IARCが、2015年に人に対して、恐らく発がん性があるということで分類をされておりますが、それ以降、各機関、各国におきまして評価を行われております。国際がん研究機関も申しておりますが、このランク付けにつきましては、ハザード同定ということでございまして、これからリスク評価するための第一歩ということでございます。

各国、各機関で評価を行いまして、日本におきましても平成28年、内閣府の食品安全委員会が、各文献や様々な実験結果を評価しました結果、発がん性、遺伝特性はないと結論付けているところでございます。

各国のいろいろな文献等を見ましたところ、発がん性があると明確に主張したものはございませんので、県におきましても、そういう認識でおるところでございます。

今後も情報収集に努めていきまして、国の動き等を注視してまいりたいと考えておると

ころでございます。

吉田委員

県の見解は分かりましたが、各国でその評価が分かれているということで、この除草剤の輸入を禁止している所、基準を厳しくしている所がありますが、日本では輸入小麦の残留基準値を去年5 p p mから30 p p mに上げたのです。それを反対に中国では下げたということもお聞きしております。

日本政府が食品安全委員会で発がん性はないと結論を出したということですが、ほかの国の状況から、やはり不安に思われる方もいると思うし、私としても、急性毒性、慢性毒性の違いもあり、ずっと取り続けたらどうなるのかということに関しての不安はあります。県としては今の答えなんでしょうが、引き続き情報収集をお願いしたいと思います。

これはお答えできるかどうか分かりませんが、グリホサートが国産小麦からは全く検出されないということです。やはり心配なものは避けたいという消費者の心理からなのですが、できるだけ国産小麦を学校給食にも取り入れてほしいと思う立場から、今の徳島県内の学校給食の輸入小麦の割合、国産小麦の割合とかは分からないですか。また担当に聞くことにします。

あと、除草剤の公共施設での使用状況も知りたいのですが、今、多分分からないかもしれないので、こちらも調べていただいて、なるべく国際的にどこの国も安全とされているようなものに変えていっていただきたいという要望があるので、それについて分かっているらっしゃればお願いします。分からない場合もどういう展開かということをお願いいたします。

山本安全衛生課長

先ほどの質問で問合せの状況をお答えできていませんでした。

県の安全衛生課、保健所に関しましては問合せはないという状況でございます。

給食、公共施設の使用状況につきましてはデータがございません。

それに代わる安全なものという御質問でございますが、食品衛生法的には残留基準値以下の食品であれば安全と考えておるところでございます。

吉田委員

除草剤の状況とかに関する見解をお願いします。

岡委員長

小休します。（13時09分）

岡委員長

再開します。（13時09分）

山本安全衛生課長

平成29年度の全国での販売量のデータがございます。

これにつきましては、グリホサートとグリホサートの成分を含む農薬でございますが、1万3,213キロリットルとなっております。徳島県では、69.1キロリットルの購買がされているところとなっております。

実際の農業場面におきましては、作物周辺にまくと枯れてしまいますので、農業場面では、余り使われていないと聞いておるところでございます。

吉田委員

このラウンドアップと関連の除草剤は、県内のホームセンターで本当にたくさん流通しています。

愛媛県では、消費者の声で販売をやめた所もあるかに聞いておりますが、国が安全というものに、県がそういうことはできないということは分かっておりますが、おっしゃったように、引き続き情報収集をよろしくお願いしたいと思っております。

山田委員

令和2年度に向けた危機管理部の施策の基本方針に沿って、幾つか聞きたいと思っております。

まず、新次元の消費者行政・消費者教育の全国展開、これは非常に重要なことだと思いますが、あわせて「未知への挑戦」とくしま行動計画の中でも2022年度に消費者庁等の全面移転と掲げられている。この消費者庁等というのは何を指して、全面移転までのプロセスを現時点でどう考えているのか簡潔にお答えください。

犬伏消費生活創造室長

2022年までに消費者庁等を全面的に移転するにはどういったスケジュールでやるのかという御質問を頂きました。

現在、消費者庁は、2017年から始まりまして3年間のお試し期間としまして、消費者行政新未来創造オフィスができてございます。

今年8月19日に、当時の宮腰内閣府特命担当大臣が、御来県されまして、令和2年度に消費者庁新未来創造戦略本部を恒常的な拠点として設置すると発表されたところでございます。現在、国では、消費者庁新未来創造戦略本部の設置に向けた予算要求と、機構・定員要求が行われていると伺っております。

県としましては、まずは、この消費者庁新未来創造戦略本部をしっかりサポートして、その先には、当初から、私どもが提案させていただいております消費者庁等の全面的な移転をお願いしていきたいと考えておるところでございます。一步一步、ステップを踏んでいきたいと考えております。

消費者庁等の等と申しますのは、消費者庁、国民生活センター、消費者委員会、この三つでございます。

山田委員

その三つという話が出ました。国民生活センターの直近の数字は別の機会に聞くとして、先日も、消費者庁の前参事官の日下部さんと懇談をする機会を得ました。

その時に話が出たのですが、徳島の国民生活センターは、その看板を外す状況になりそうだと、常駐者ももう置かない方向だという話も出ました。

三つともまとめて全面移転と県は言っていますが、国民生活センターの状況は少なくともそういう状況になっていないと国から正式に聞きました。これは間違いないですか。県もそういう認識でおるのですか。

#### 犬伏消費生活創造室長

来年度の消費者庁新未来創造戦略本部の中の国民生活センターの状況はどういったものかという御質問を頂いたところでございます。

8月19日の宮腰内閣府特命担当大臣の発表の際に、以前は消費者庁等の新未来創造オフィスとあったものが、消費者庁新未来創造戦略本部となりました。その中には、国民生活センターの名前は確かにございません。しかしながら、当時、発表資料の中で一つ書かれておったのが、消費者庁の組織は拡充して、そのまま恒常的拠点にする。国民生活センターの研修については、今までの研修の結果を踏まえて見直して、なおかつ、また全国展開をするという結果が出ております。県内でも引き続き、研修が行われると認識しております。

商品テストにつきましては、必要に応じて出てくるということなので、その分は常駐はされないと伺っております。

正式に看板を外すかどうかという話につきましては、私どもは連絡を受けておりませんが、その消費者庁新未来創造戦略本部の中の機能として、ずっと国民生活センターの教育研修を行うとされておりますので、機能としては研修機能が残るだろうと理解しておるところでございます。

#### 山田委員

県庁10階の北東の端に国民生活センターがあります。この看板が恐らくなくなるだろうということを正式に聞きました。私も耳を疑いました。

現在、国民生活センターに消費者庁から出向されているメンバーは何人いるのか。常駐についても、機能を全部なくすことはない、少しは残るとは言われてました。しかし、国民生活センターのメンバーが常駐するという事はないと確認して聞きました。

看板を外すことについてのやり取りは、私にも言ってくれるくらいだから、当然県にもそういう打診はあったと思いますが御答弁ください。

#### 犬伏消費生活創造室長

国民生活センターで何名ぐらいが勤務をしているかという御質問を頂きました。

現在、10階の消費者庁と国民生活センターを合わせて約60名弱が勤務しております。60名弱の中には、大学の先生も入っておりますので、常にいる数字ではございません。

国民生活センターにつきましても、私どもが聞いておるのは、大体10名前後が大学の先生も含めておいでると聞いておるところでございます。

もう1点御質問を頂いた中で、国民生活センターの職員は全く残らないのかどうかというお話を頂きました。

（「違う」と言う者あり）

国民生活センターは、機能として研修を行うので、研修を行うメンバーというのは、引き続き残るであろうと考えておるところでございます。

今回、宮腰内閣府特命担当大臣の発表の中では、国民生活センターという名前は残っておりませんでしたので、それはまた変わってくるのではないかと理解しているところでございます。

#### 山田委員

看板は今もあり、私も写真を撮っていますが、これが残念ながら外れる。

だから、全面移転、消費者庁等のところが非常にあやふやになっている点は指摘しておきたいと思います。これはまた必要に応じて聞いていきたいと思います。

次に、徳島県地域防災計画が今日報告されました。

南海トラフ地震臨時情報や徳島県復興指針や豪雨災害などをたたき台にして、徳島県地域防災計画を作る、市町村にもお願いするとなっています。9月定例会事前委員会で提出された、「とくしまー0作戦」地震対策行動計画の改定でも臨時情報での防災対応というのが、令和2年度までに24市町村全てで策定したいと言われています。

しかし、市町村にしたら国土強靱化<sup>じん</sup>地域計画を併せて今策定しなければならないという状況で、これは必要なことですが、そこら辺の市町村の計画策定の見通し、また課題等があれば教えていただきたいと思います。

#### 菊地とくしまゼロ作戦課長

臨時情報と国土強靱化<sup>じん</sup>地域計画の市町村の案の策定状況ということで御質問を頂きました。

今回、報告事項として出させていただきました、徳島県地域防災計画の中で、主な修正項目で臨時情報が発表された場合の体制、情報伝達、住民への周知を地域防災計画に位置付けることとしました。

今後、市町村においても、臨時情報に関する対応方針を決めていただくことですが、やはり今、国土強靱化<sup>じん</sup>地域計画も市町村で作っていく必要があります、なかなか市町村で計画づくりをいろいろするのはマンパワー的にも大変なことがあります。

我々からは支援といたしまして、今回の県の地域防災計画のたたき台を作った状態で、こういうことを県では作ろうとしていますと市町村に周知して参考にさせていただいたり、臨時情報の関係ですと、県を三つのブロック、沿岸の北部と南部、内陸に分けまして、担当者のブロック会議を開催しております。我々職員が出向いて、実際に対応方針を作っていくための作業の相談やアドバイスに乗ったり、横の連携で市町村同士で話をさせていただくことをしております。

一方、国土強靱化<sup>じん</sup>地域計画も早く作っていただく必要があります。こちら、県は先日策定できたところですが、これも先ほどと同じように、たたき台を作っている段階で、県でこういうのを作ろうとしていますということで市町村にデータでお渡ししたりして、県で策定するときの説明会も開いたりして、県の国土強靱化<sup>じん</sup>地域計画と市町村の国土強靱化<sup>じん</sup>地域計画は、一体化して取り組んでいく必要がございますので、使えるところは使って

いただいて市町村で作っていただくように、いろいろと支援をしているところでございます。

山田委員

今、市町村が大変な状況で、県が次々と計画を発表され、国からも言われており非常に重要で大切なことではあるのですが、それぞれ市町村によってマンパワー等の条件が違います。

令和2年度までに、全ての市町村で臨時情報、国土強<sup>じん</sup>靱化地域計画、この二つの計画がほぼ完成するのか、完成するのに課題はないのかお答えください。

菊池とくしまゼロ作戦課長

臨時情報につきましては、実際に臨時情報が正式に運用されるのが令和2年度のしかるべき時期からと国からも出ておりますので、それに間に合うように、県もそうですが、市町村も準備しておかないと、いざ臨時情報が出たときに計画もないという状態になってしまいますので、そこは県としても力を入れて取り組んでいるところでございます。

市町村で、まずは計画を作っていただいて、一番実際に困難になってくるところは、臨時情報が出たときに、1週間程度避難するとか、そういう具体の細かいところはなかなか難しくなってくると思いますので、ひとまず基本方針のところでは、大枠を作っていただいて、細かいところについては、毎年度の見直しの中で、どんどんいいものにしていくような取組をしていただいてと考えております。

山田委員

もっとこれも深めたいのですが、今回の地域防災計画等を見させていただいて思うのは、特にこの前の大きな水害等を見て、以前も質問しました自主防災です。それも、大きい規模ではなくて、隣近所組の自主防災で、担当者を決めてやるという仕組みづくり、これは県というより市町村等が連携していかないと本当の意味で死者ゼロにならないのではないのか。是非ともこの点は盛り込んでほしいと思います。それは要望しておきたい。いろいろなところで、この点のノウハウを蓄積してやっていくことの重要性があるので、今日は質問しませんがお願いしたいと思います。

もう1点、本会議の答弁で、孤立集落カルテ化を今年度中に行うという話が出ました。

これについて、具体的にどういう手法でどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

孤立集落カルテの件につきましてお問合せを頂きました。

まず、昨年の7月豪雨におきましても、三好市でも多数の孤立化が発生しております。

孤立化しますと、支援物資や急病人の搬送など、たちまち命の危険に直結するという重大な課題になっております。そのため、孤立する可能性のある集落をあらかじめ抽出し、その地域の持つ情報を見えるようにカルテ化するとともに、これらの情報を各防災関係機関、自治体で共有することで、災害時の迅速な支援につなげてまいりたいと考えておると

ころでございます。

その内容につきましては、集落の人口構成、アクセスする道路の情報、またその地域にヘリポートが有るか無いか、そういった内容につきまして集約してまいりたいと考えております。

山田委員

今、県が把握している孤立集落はどれぐらいあって、もちろんこれが増えたり減ったりすることはあるでしょうが、現況はどういう状況になっていますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

平成26年になります。内閣府からの調査によりまして、孤立集落の可能性のある集落ということで調べておる数字がございます。総計で473集落がこの時にピックアップされております。

山田委員

473集落、すごい数です。これについては、どういうものか後で結構ですから資料を届けてほしいとお願いしておきます。

最後の質問になります。

令和2年度に向けた危機管理部の施策の基本方針でも、人と動物の共存社会の実現、9月定例会付託委員会でもこの問題を聞きました。

助けられる犬猫の殺処分数ということで、2017年398頭、2023年は200頭です。2028年はゼロにすると坂東動物愛護管理センター所長から答弁がありました。

2017年度の譲渡数と実際に殺処分された頭数はどういう状況ですか。また、2017年度の殺処分は犬が非常に高いと言われていますが、本県は、どういう位置にあるのか、あわせて助けられるという定義は一体誰がどのように決めているのですか。

坂東動物愛護管理センター所長

助けられる犬猫の範囲について、誰が決めているのかという御質問を頂きました。

助けられる犬猫の定義については、収容数の削減と譲渡ボランティアの協力により、その範囲は次第に広がっておるのが実情ですが、環境省で分類されている譲渡することができない動物、助けられない動物の範囲は、治療の見込みがない負傷動物、それから重篤な病気にかかり動物福祉の観点から獣医師が安楽死処分が適当と判断した動物であったり、闘犬であったり、攻撃性が高い犬、かみ癖が直らない犬、また人や動物に重大な危害を及ぼすおそれがある犬等となっております。

そして、また感染症をまん延するおそれがある動物、それから人間生活に順応できない野犬等については、公衆衛生上、若しくは動物福祉の観点から譲渡することが適切でない動物であるとして処分対象として、徳島県は対応しているところでございます。

岡委員長

小休します。（13時31分）



岡委員長

再開します。（13時31分）

坂東動物愛護管理センター所長

平成29年度の収容頭数が犬で1,000頭、猫が330頭、合計1,330頭となっております。

平成30年度は、収容頭数が犬で1,081頭、猫が295頭の1,376頭となっております。以上です。

岡委員長

小休します。（13時32分）

岡委員長

再開します。（13時33分）

坂東動物愛護管理センター所長

2017年の犬の譲渡頭数259頭、猫の譲渡頭数が59頭となっており、犬の殺処分頭数は617頭で猫の処分頭数は256頭、合計処分頭数は873頭となっております。

山田委員

先ほどの質問の漏れは、平成29年度の状況は全国で一体どれぐらいの位置にあるのか。犬でもワースト2位という状況もありますが、それを教えてください。

最後の質問になりますが、譲渡の可能性を広げるためには、それぞれ犬や猫の性格を知って必要な矯正をして、一定期間健康管理をするなど手間と非常に時間が掛かるという状況になるのです。しかし、動物と人との関係、共生をしっかりと進めていくには行政だけでは無理です。やはりいろいろな団体、愛護団体やNPO、地域の協力を得るなど、仕組みづくりが本当に大事になっている。

文字どおり殺処分ゼロ、今東京で問題になっていますが言葉ではゼロだと、しかし実態はそうではないという声もかなり出ています。

その辺を含めて、しっかりこういう時間が掛かる仕事を様々な団体とも協議しながら、1頭でも殺処分を減らしていくのが、人と動物の共存社会の実現ということでは重要だと思いますが、この点も併せて答弁を頂いて質問を終わります。

坂東動物愛護管理センター所長

平成30年度の犬の処分頭数は、全国ワースト2位、猫の処分頭数は、全国でも真ん中程度という形であります。

ボランティアと協働して譲渡したり、それから適正な飼育に努めるということは非常に大切なことで、譲渡もボランティアと協力いたしまして、きずなの里を活用しまして、ボランティアのネットワークづくり、ボランティアの育成として同種の活動内容でのボランティアチームリーダーを作ったり、それから勉強会、研修会、動物愛護のつどい、絵画教

室、いのちの授業ということに取り組んでボランティアとともに連携を深め、譲渡数や適正譲渡の推進に今後努めてまいろうと考えております。

高井委員

消費者庁に関係することをお聞きをしたいと思います。

本会議で重清委員の質問の答弁がございました、国際連携ネットワーク等について聞こうと思うのですが、その前に、先ほどのやり取りの中でちょっと確認をさせてください。

日下部さんから国民生活センターの看板が外れるような話があったと。ここは正式な委員会の場なのですが、局長も次長も何も特に聞いてないわけですね。本庁のほうからは。

（「聞いてないわけがない、私に言うくらいだから」と言う者あり）

どこの場で話をしたのか分かりませんが、非公式な場、公式な場でのことなのか……

（「公式な場です」と言う者あり）

そこを確認させていただきたいと思います。

犬伏消費生活創造室長

国民生活センターの処遇がどうなるのかという御質問を頂いたところでございます。

現在、8月19日に宮腰前内閣府特命担当大臣が来県されまして、来年度以降の体制について発表されたところでございます。

発表内容と申しますのは、消費者庁新未来創造戦略本部を設置するという内容になっておりました。その内容というのが消費者行政はもちろん、新たに国際的な業務、それから研究業務も持ってくるということがございました。

国民生活センターにつきましましては、研修については、私どもの取組を更に全国に広げていく、徳島県でもやっていくし、全国でも広げていくという発表がございました。

商品テストにつきましましては、必要に応じてこちらのほうにやって来て業務をすると発表がされたところでございます。

現在、この方針の基に、国の消費者庁は、財務省、また内閣府の人事局に対しまして機構・定員要求それから概算要求をしているところでございます。最終的な発表につきましましては、国の閣議決定後、これが新たに最終的に決まるという認識を持っておるところでございます。

高井委員

私もそのように聞いております。

今、概算要求の最中です。年末に向けて、あと2週間ちょっとのうちに決着をする、最終の詰めに多分消費者庁も入っていると思います。

その中で、今おっしゃったように研修はすばらしい、全国的に広めていくような方向でいく、機能的なものは残る可能性が高いという中で、看板を外すかどうかというのは結構大きな問題です。つまり言葉だけで看板を本当に外すのと、国民生活センターがやってきたこと全体の看板を徳島には置かないという意味になるならば、非常に大きなことです。しかし今の御答弁からすると国民生活センターそのものを全部こっちに移転はしないが、機能的なもの、研修的なもの、積み上げてきた知見は、しっかりと継承していくというこ

とですので、恐らく神奈川県とも共有しながらやっていくようになるのか、国民生活センター機能をほとんどのけてしまうのかというのは非常に今デリケートなところではないかと思えます。

ただ、箱がなくなったからといって、国民生活センターと一緒に取り組んできた機能や、今までの商品テストの知見等は、全く徳島県から失われるわけではなく、共有してこれからもやっていく、進めていくものであろうと思えます。

看板を外してくれと正式に話があるのであれば、そのように看板を書き換えるようになるのかも知れませんが、今のところこういう理解でよろしいのでしょうか。それとも、機能分化をして東京とやっていくということで話がある程度できているのか、確認をさせていただきます。

#### 犬伏消費生活創造室長

機能分化してやっていくのか、また完全に撤退するのかという御質問を頂きました。

来年度、恒常的な拠点として、消費者庁の新未来創造戦略本部が設置されることが発表されました。

現在、高井委員お話のとおり、財務省それから内閣府人事局と予算、それから機構・定員要求について折衝が行われておると伺っているところでございます。

この消費者庁新未来創造戦略本部の中には、先ほども申し上げましたが、消費者行政を進める機能、研究機能、国際機能に加えて、国民生活センターの部分につきましても、これは正式に発表されている部分ですが、研修は引き続き徳島県内でやっていく、更に全国でもやってくれという御要望があったので全国でもやっていく。ただし、回数等については、まだ見直しされる可能性もございます。

商品テストにつきましても、現場で実証フィールドが要るような調査、例えば、スプレー缶についての商品テストのような実証フィールドを使うようなものについては、引き続き、徳島が必要に応じてやっていく方針が示されておるところでございます。

最終的には、やはり予算、それから機構・定員要求を認められてどうなるかはっきりするところでございますが、現時点ではございますが、消費者庁の本庁、それから徳島のほうというのは、消費者行政を10年先、20年先を見据えた腰を据えたような取組を進めていくと伺っておるところでございます。消費者庁の本庁と今度設置される消費者庁新未来創造戦略本部が車の両輪となって消費者行政を進める、このように聞いておるところでございます。

#### 高井委員

分かりました。よく整理できました。

私も、そういう認識でおりましたので、恐らく完全に国民生活センターが撤退だということではないのだろうと思っておりました。

それに、この間からの宮腰前内閣府特命担当大臣の話も含めて、やはり恒常的拠点で拡大しながらやっていくことですので、やはり徳島が今までやってきた様々な取組は広がっていく方向になっていくのだろうと思っています。

G20消費者政策国際会合もそうでしたが、これからの消費者行政の課題は正に広がる一

方で、国際的な課題はもちろんのこと、地域の課題、見守りネットワーク、詐欺の被害、先ほど食品や様々な農薬の問題等、業務内容と言うか大事な観点は広がっていくのであらうと思いますので、是非しっかりと連携して、これからもやってほしいと思っています。

そんな中で、代表質問の御答弁の中で知事のほうから、来年2月を目途に国際連携ネットワークを新たに設立するというお話がありました。

消費者庁新未来創造戦略本部で、国際消費者政策研究センターを設置するということが既に発表されておりまして、知事からは、徳島県の政策として最新の消費者問題について情報交換を行うための国際連携ネットワークを設立するという御答弁でしたが、この国際連携ネットワークについて、どういうイメージで、どういう規模でやろうと考えているのか、今の段階で教えてください。

#### 犬伏消費生活創造室長

来年2月に設立を目指しております、国際連携ネットワークについての御質問を頂きました。

本年の9月5日、6日の両日に、消費者庁とともにG20消費者政策国際会合を開催させていただきました。開催させていただいた際に、参加者からは世界中の専門家から知見を学べる貴重な機会となったでありますとか、地元徳島の取組に感心したという高い評価を頂いたところでございます。また、徳島県にも対してもアジアのエシカル消費をリードしてほしい、消費者政策に関する情報交換を継続してもらいたいというお話を頂き、大変大きな期待が寄せられたところでございます。

さらに、来年度徳島県には、消費者庁新未来創造戦略本部が設置されますが、その中に国際的な交流や共同研究を推進する国際消費者政策研究センターが設置される場所であり、本県としましても消費者庁とともに国際的な視点から最新の消費者問題についての情報交換を行ったり、また本県の消費者政策についてアドバイスを頂くために国際連携ネットワークを考えておるところです。

このメンバーと申しますのは、新しく現在検討しているところでございまして、可能性としましては、国際会合の参加者でありますとか、学識経験者でありますとか、消費者団体の方に御参加を頂いて、現実的な徳島ならではのネットワークを作れたらと考えておるところでございます。

#### 高井委員

人選はこれからということではありますが、規模感、どれぐらいの大きさの会議にするのか。また国際会合のための国際連携ネットワークなので言語の問題であったり、この間のG20消費者政策国際会合から推測するに、非常に国ごとに法の枠組みでいろいろなことが違うので、デジタル時代における消費者問題ということでしたが、難しいことがよく分かった会合でありました。

これから回数を重ねていくことが大事であるとも思いましたし、いろいろな情報交換をしていくことが大事だと思うのですが、徳島県に非常に重たい任務が課されることとなります。国際的な視点からしゃべれる人を集めるというのは、徳島県はもちろん中心でやったらいいと思いますが、全国、また世界規模でいろいろな人に声を掛けていく、人を探し

ていく必要もあるのではないかと思います。

その中で、国際連携ネットワークを徳島県として持つということなので、最初に聞いたときは、消費者庁と共同でこの国際連携ネットワークを設定するのかなと思ったら、カウンターパートとして役割を担う本県として独自で連携ネットワークを作るという御答弁でしたので、一緒にやっていくためにも県としてまず足場と言うか人脈を固めるということで立ち上げると感じたところですよ。

この国際連携ネットワークを作りながら、更に秋に向けて国際会議を創設していくということですので、その中でいろいろなテーマ等も絞られてくると思いますが、人脈を探っていく、集めていくというのは非常に重たい作業になるかと思いますが、是非いろいろなことを尽くして頑張っていたいただきたいと思います。

消費者庁と一緒に国際連携ネットワークを作らなかったというのは、県としてきちんと自分のネットワークを作るという理解でよろしいでしょうか。

#### 犬伏消費生活創造室長

県独自で作るのかという御質問を頂いたところでございます。

徳島県はこれまで消費者行政に取り組んでまいりまして、県内はもちろん県外のそれぞれの専門家であるとか、有識者とも人脈を徐々に作れてきた、実績が積み重なったと考えております。

さらに、このG20消費者政策国際会合を開催した際に、海外の方ともお話をさせていただいて連携できるのではないかといい気持ちも持ったところでございます。先ほど申し上げましたように消費者庁を全く抜きでするわけではございません。消費者庁とは来年度国際消費者政策研究センターができますので、消費者庁とも連携をはじめ、なおかつ消費者庁のほかにも関係がありそうな機関につきましては連携をさせていただいて、より良いものを作り、いわゆる消費者庁新未来創造戦略本部のカウンターパートにふさわしいネットワークを作り上げていきたいと考えているところでございます。

#### 高井委員

事務局機能をしっかり担わなければならないとなると、なかなか大変だと思います。

一つ心配するのは、予算的にもいろいろな所から集めてきたり、移動費であったり機能を果たすだけのしっかりとした予算を県も作っていかなければなりませんし、是非、頑張ってください。よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、全面移転を掲げて、徳島県としてもずっとやってきました。

今も答弁があったとおり、全面移転を目指すということで2022年に向けて変わらずにいろいろな努力をしていくというお話でしたが、私個人の考え方ですが、そこまで全面移転にこだわることなく、機能的なものであったり、その能力的なものであったり、いろいろなことを共同で、国民の生活に資するために、消費者行政の発展のためにやっていくことが実現できれば、それは分け合った形で、機能させてもいいのではないかと感じています。

今回、国から消費者庁新未来創造戦略本部を作って、国際消費者政策研究センターをこっちに置く。しかし、国民生活センターは神奈川県でやっているものをそのまま充実させていくという、ある種半々というか両拠点的な決着に今回はなったように感じますが、

これでも私は大きな成果だと思っております。もちろん全面移転を目指すという看板を掲げていくことは悪くはないと思います。しかし、より様々な消費者行政が発展するということを主眼において、国際的な問題等もこれからもしっかり取り組んでいていただきたいと思っております。是非、荷は重いですが、頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第2号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（13時54分）